

質問書に対する回答

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

(工事名) 道央自動車道 ポロトンネル照明設備更新工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	貸与品について「交通規制材 ラバコーン等 1式」とございますが、別紙2 規制図に自発光デリニエータ、LED付きコーンの設置と記載がございます。自発光デリニエータ付きもしくはLED付きコーンが貸与品と考えてよろしいでしょうか。また、含まれていない場合は別途精算と考えてよろしいでしょうか。	自発光デリニエータ付きもしくはLED付きコーンに関する費用は共通仮設費に含まれます。
2	引渡しを要しない残存物件に「トンネル照明設備 全て」と記載がございます。「全て」の品目とは何かご教授ください。(分電盤、ELB盤、区分開閉器、他 含むのか)	金抜設計書の内訳名称で撤去工と記載されている項目及びそれに付随する設備が対象となります。
3	「残存物件の運搬および処分費・売却費等については契約変更にて追加対象」とございますが、内訳数量記載の撤去品目の産廃処分費(それに類する運搬費や分別費用)は入札時点での費用を計上しなくてもいいとの解釈でよろしいでしょうか。	特記仕様書1-27-1の通りです。
4	仮設工事について既設トンネル照明器具の盛替え等の記載がございません。発生した際は別途対応協議とし、入札時点での「仮設工事費」に費用は含まないとの考えてよろしいでしょうか。	既設トンネル照明器具の盛替え等が必要と判断した場合は協議対象となります。
5	仮設工事に関して応札者側で「交通規制工」を要すると判断した場合は「仮設工事費」の項目に費用を計上するとの考えてよろしいでしょうか。	仮設工事分を想定した交通規制工の回数としておりますので、別途計上は不要です。

6	<p>内訳書数量について計上されている「交通規制工」数量については工事工程表における「機器据付・撤去・試験調整」に係わる数量であり、施工前現地調査等に必要な交通規制費は前述した数量に含まれていないとの考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>施工前現地調査等に必要な交通規制費は共通仮設費に計上してください。</p>
7	<p>各トンネル毎の既設照明器具の高さが分かる資料の提示をお願い致します。</p>	<p>標準断面上、既設照明器具前面の中心から路面までの鉛直高さは以下の通りとなります。</p> <p>白老 TN (上) 4,754mm 白老 TN (下) 4,754mm ポロト TN (上) 4,754mm ポロト TN (下) 4,754mm 虎杖浜 TN (上) 4,752mm 虎杖浜 TN (下) 4,754mm 幌別 TN (上) 4,759mm 幌別 TN (下) 4,761mm</p>

以 上